

がんセンター施設整備事業（基本設計）〔特別会計病院事業〕【新規】

6月補正予算額 58,410千円
(債務負担行為 116,200千円)

1 事業の目的・概要

今後の急速な高齢化に伴いがん患者は増加すると見込まれる一方、県内のがん診療の中心的な役割を担っている千葉県がんセンターは、昭和47年の開設以来40年が経過し、施設の老朽化・狭隘化や一部病棟の耐震不足が課題となっています。

そこで、がん患者数の増加に対応できる施設規模を確保しつつ診療機能の強化を図り、より先進的で良質ながん医療を今後も県民に提供していけるよう、がんセンターの再整備（増改築）を行うための基本設計や地盤調査等を実施します。

2 事業の内容

(1) 施設整備基本設計 40,800千円（債務負担行為 95,200千円）

(2) 地盤調査 8,610千円

がんセンター建設候補地について、ボーリング等の調査を行います。

(3) 基本運営計画策定調査業務委託 9,000千円（債務負担行為 21,000千円）

がんセンターの基本設計を行うに当たり、病棟や診療部門ごとの運用計画を策定し、その内容を基本計画に反映させる業務等を行います。



〔がんセンター正面〕



担当課・問い合わせ先
病院局経営管理課
043-223-3966

看護学生実習病院確保事業【新規】

6月補正予算額 20,000千円

1 事業の目的・概要

- 県では、これまで看護師学校の施設整備に対する助成や看護学生に対する修学資金の貸付け等を行い、地域医療に従事する看護師の確保に努めてまいりました。
- その結果、県内に勤務する看護師数は着実に増加しているものの、慢性的な看護師不足の状態が続いている状況であり、将来に向けて看護師の供給不足を解消していくためには、看護師確保に係る取組を一層強化する必要があります。
- そこで、看護学生が実習を行った病院に就業する傾向が高いことなどを踏まえ、新たに県内の看護師養成所から実習生を受け入れる病院等に対して、受入れに要する経費の一部を助成することにより、県内医療機関への看護師の定着を図ります。



2 事業内容

看護学生実習病院確保事業

○ 補助先

県内の看護師養成所等から実習生の受入れを行う県内の病院等
(新たに看護学生の実習を受入れる病院等、または受入れ数を拡大する病院等に限る。)

○ 対象となる経費

- ・実習生の受入れに必要な施設設備の整備費用
〔例〕実習生の使用するロッカー室やカンファレンス室の設置に要する経費 等
- ・実習の指導者となる職員の養成に必要な経費
〔例〕実習指導者講習会への参加に要する経費 等

○ 補助基準額 1か所あたり2,000千円

○ 補助率 1/2



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3885

特別養護老人ホーム建設事業補助

6月補正予算額 2,960,000千円（当初とあわせ 5,360,000千円）
（24年度当初 2,000,000千円）

1 事業の目的・概要

本県は、今後急速に高齢化が進むと見込まれており、入所希望者の多い特別養護老人ホームの整備促進は、喫緊の課題です。

県では、平成21年度から平成24年度までの間、臨時的な補助単価の加算措置を行い、緊急的に整備を行ってきましたが、高齢化の進行に伴い今後も入所希望者の増加が見込まれるため、平成24年度までと同様に補助単価を3,000千円/床から4,000千円/床に引き上げるとともに、整備床数を増やし、施設整備を促進します。

2 事業内容

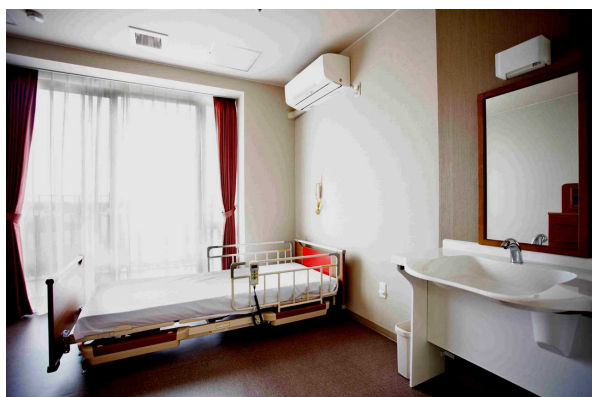
〔補助対象〕 市町村・社会福祉法人の特別養護老人ホームの整備に要する経費

〔補助額〕 4,000千円/床

〔整備床数〕 特別養護老人ホーム 540床（当初分と合わせ1,340床）

【高齢者保健福祉計画における整備目標：平成26年度末までに24,054床を確保】

特別養護老人ホーム



担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2343

特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業

6月補正予算額 1,141,050千円（当初とあわせ 1,880,850千円）
（24年度当初 1,760,380千円）

1 事業の目的・概要

国からの交付金を原資として造成した介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護施設が開設前に行う職員雇用・広報等の準備経費について助成を行います。

2 事業内容

○施設開設準備事業

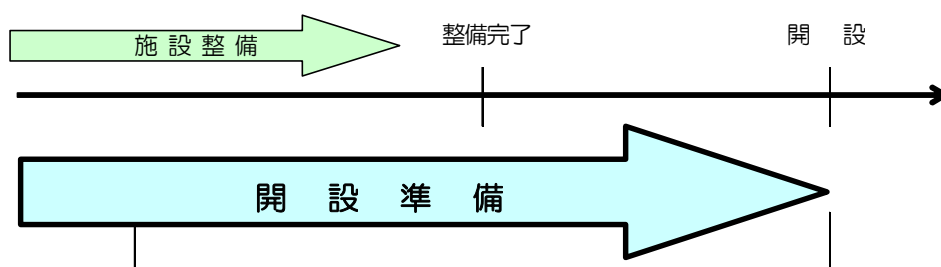
施設の開設当初から質の高いサービスを提供するために必要となる、開設前の6か月に要する経費（看護・介護職員の募集、雇い上げ、研修等に係る経費、事務経費（備品整備等）、広報経費等）に対して助成を行います。

[補助対象]特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額]600千円×施設定員数

[整備床数等]1,831床分（当初分とあわせ3,169床分）

[施設開設準備事業のイメージ]



開設前6ヶ月間に必要となる経費に対して補助
○看護・介護職員の募集、雇用、研修等に係る経費
○事務経費（備品整備等）、広報経費等

担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2343

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業

6月補正予算額 4,278,316千円
(24年度当初2,282,650千円)

1 事業の目的・概要

国からの交付金を原資として造成した介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、市町村等が実施する小規模特別養護老人ホーム等の介護施設の整備や既存特別養護老人ホーム等のユニット化改修に対し助成し、介護施設の基盤整備等を行います。

2 事業内容

○介護基盤緊急整備特別対策事業 2,999,000千円

29床以下の小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、市町村が整備を促進する小規模な介護施設の整備に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額] 小規模特別養護老人ホーム 4,000千円×定員数
認知症高齢者グループホーム 1施設30,000千円等

[整備床数等] 小規模特別養護老人ホーム 291床、認知症高齢者グループホーム 31施設等

○既存特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業 174,827千円

入居者のケアの改善を図るため、既存特別養護老人ホーム等の従来型居室をユニット型個室に改修する事業に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設の転換による特別養護老人ホーム等

[限度額] 多少室からユニット化 2,000千円/床
個室からユニット化 1,000千円/床

[整備床数] 88床

○地域支え合い体制づくり事業 50,000千円

災害時に安全な場所に避難するなどの行動に支援を要する災害時要援護者を把握するために市町村が実施する名簿作成事業に対し助成します。

[補助対象] 市町村

[補助単価] 5,000千円

[実施市町村] 10市町

○スプリンクラー等整備特別対策事業 937,489千円

○認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業 117,000千円

▶ 8ページ(介護施設の防災機能強化)に掲載した事業の再掲

担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2347

福祉人材確保対策事業

6月補正予算額 113,000千円
(24年度当初 175,000千円)

1 事業の目的・概要

福祉や介護の現場で働く人材の確保定着を図るため、学生や離職者等を対象とした職場体験や、介護等の資格を有する方の現場復帰支援などの事業を実施します。

2 事業内容

(1) 福祉・介護人材参入促進事業 32,000千円

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施します。

[補助限度額] 500千円 [補助率] 10/10

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業 20,000千円

① 介護福祉士等の福祉・介護分野への再就業が進むよう介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修を実施します。

[補助限度額] 500千円 [補助率] 10/10

② 他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験を実施します。 [委託先] 千葉県福祉人材センター

(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 21,000千円

① サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会を実施します。

[補助限度額] 500千円 [補助率] 10/10

② 千葉県福祉人材センターにキャリア支援専門員等を配置します。

[委託先] 千葉県福祉人材センター

(4) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 37,000千円

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップを促進するための研修等を実施します。

[補助限度額] 500千円 [補助率] 10/10

(5) メンタルヘルスサポート事業（福祉・介護人材定着支援事業） 3,000千円

相談支援アドバイザーを配置し、就労間もない介護職員に対し巡回相談を行うとともに、施設事業者に定着支援のためのアドバイスを行います。

[委託先] 千葉県福祉人材センター

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉指導課
043-223-2606

福祉・介護人材就業促進事業

6月補正予算額 125,647千円

[事業の目的・概要]

国からの緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、介護関係資格を持たない失業者を県内の社会福祉施設等に派遣することにより就業機会を確保するとともに、資格取得のための研修を受講してもらうことにより、介護職員としての就労促進と介護人材の確保を図ります。

1 介護補助員派遣業務委託 112,591千円

失業者約80名を雇用し、県内の社会福祉施設に介護補助員として約6ヶ月間派遣します。

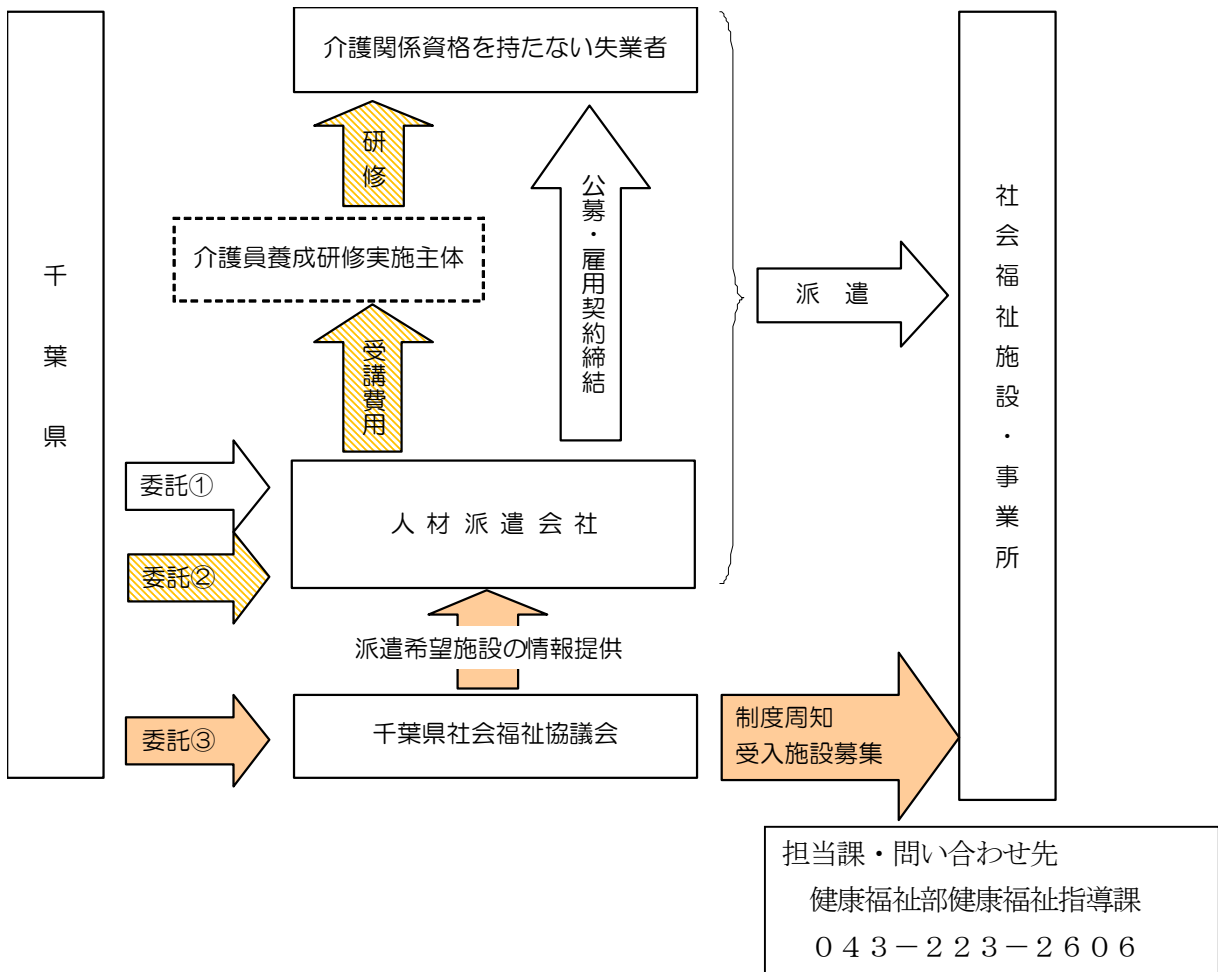
2 介護員養成研修業務委託 12,600千円

失業者約80名に対して、介護職員初任者研修を実施し、介護の資格取得を支援します。

3 法人・施設事業募集業務委託 456千円

社会福祉施設に対して事業の周知・募集を行った上で、派遣業務を行う事業者へ派遣希望施設に係る情報提供を行うことにより、施設と人材のマッチングを図ります。

[事業のイメージ]



定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス普及啓発事業【新規】

6月補正予算額 4,090千円

1 事業の目的・概要

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようにするためのサービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」が平成24年度に創設されましたが、事業者・利用者ともに制度への理解が十分でないことなどにより、事業者の参入やサービス利用が伸び悩んでおり、今後の更なる事業拡大が望まれています。

そこで、参入事業者の拡大と本サービスの利用促進に向けて、サービス事業者や介護支援専門員等を対象とした周知・啓発を行います。

2 事業内容

①フォーラムの開催 230千円

市町村職員、介護サービス事業者、介護支援専門員等を対象に、サービスを導入している自治体やサービス実施事業者、利用者の介護支援専門員などが、実際の状況を紹介するフォーラムを開催します。

②研修会等における周知啓発 342千円

ケアプランを作成する介護支援専門員、サービスを実施する介護事業者、高齢者に身近な地域包括支援センター職員などの研修の機会を捉えて、サービスの周知を図ります。

③市町村補助事業 3,000千円

サービスの推進・普及に向けて、県民や関係者との意見交換会を実施する市町村に対し、その経費を助成します（1回30,000円以内、1市町村150,000円上限）。

④パンフレット制作・配布 518千円

広報資料（パンフレット）を作成し、市町村窓口などに設置するとともに、研修会等において配布・活用します。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

1 サービスの特徴

- ①日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回訪問を実施。
- ②これと併せて、オペレーターが24時間の通報・相談を受け付け、緊急時には随時訪問を実施。

2 県内の実施状況

8市12事業者（平成25年4月末現在）



担当課・問い合わせ先
健康福祉部保険指導課
043-223-2452

住宅用省エネルギー設備導入促進事業【新規】

6月補正予算額 200,000千円

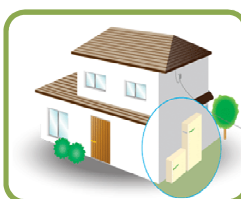
1 事業の目的・概要

家庭における省エネルギー化を実現する「エコ住宅」の普及拡大を図るため、家庭用燃料電池（エネファーム）などの住宅用省エネルギー設備の導入経費に対する助成制度を新設します。

2 事業内容

- (1) 次の住宅用省エネルギー設備の導入経費に対する補助を実施する市町村に対し、予算の範囲内で県が補助金を交付します。
- (2) 県補助金を活用して、市町村が住宅用省エネルギー設備を設置する住民の方に補助金を交付します。

3 補助対象



燃料電池（エネファーム）

- ・ガスと空気から化学反応で電気とお湯を作り出すエネルギー効率の高い家庭用のシステムです。
- ・補助単価10万円（定額補助）



家庭用蓄電池

- ・夜間にためておいた電気を昼間の電力需要ピーク時に使用したり、災害時に使用したりできます。
- ・補助単価10万円（定額補助）



エネルギー管理システム（HEMS）

- ・家庭内のエネルギーの使用状況を確認したり、制御したりするシステムです。
- ・補助単価1万円（定額補助）



電気自動車充給電設備

- ・電気自動車に給電したり、電気自動車から家庭に給電したりする設備です。
- ・補助単価5万円（定額補助）

担当課・問い合わせ先

環境生活部環境政策課

043-223-4645

「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例」検討事業【新規】

6月補正予算額 1,000千円

1 事業の目的・概要

県内で確認されているヤード(※)は430カ所を超え、全国的に見ても突出して多い状況にあります。これらの中には、各種法令に違反して設置されているいわゆる「不法ヤード」も多く、廃油等による土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響が懸念されるばかりでなく、自動車盗難や覚せい剤の密売など犯罪の温床となっている場合も多いと指摘されています。

そこで、不法ヤードへの対策を進めるため、ヤードの適正な設置についての条例の制定に向けて、規制等の具体的な内容を検討します。

(※) ヤードとは、鋼板等で土地を囲んで他と区分した施設を言います。

2 事業内容

学識経験者等で構成する「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例検討会議」を新たに設置して、条例の適用範囲、規制内容及び行政処分などについて検討します。

[検討会議の概要]

(1) 構成

環境法令、行政法、政策法務関係等の学識経験者及び関連団体代表等で構成
(6名程度)

(2) 設置時期

平成25年7月下旬から8月中旬に設置予定(年6回程度開催)



担当課・問い合わせ先
環境生活部廃棄物指導課
043-223-2650